

随意契約（相手方指定）調書

件名	自転車盗難防止啓発業務委託	5200145
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額 9,247,768円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	単価契約	

業者選定理由書

件名	自転車盗難防止啓発業務委託
指名業者 (案)	名称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 東京都荒川区東尾久4 - 3 2 - 7 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	<p>本件は、自転車盗難が多く発生している場所において、盗難の多い時間帯に重点的な見回りを行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることができると規定されている。 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。 上記法人は、平成27年度から本件業務を受託しており、これまでの履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約)